

(様式①)

事業計画書目次

[消防局]

17款 1項 16目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	3年度		2年度		増△減(3-2)		38の政策 新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
1	水道事業会計繰出金	513,768	513,768	530,290	530,290	△ 16,522	△ 16,522	
	計	513,768	513,768	530,290	530,290	△ 16,522	△ 16,522	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[消防局 警防課]

事業名
17款 1項 16目
水道事業会計繰出金

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	17-1-16 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	513,768	0					513,768
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	530,290						530,290
増△減	△ 16,522	0	0	0	0	0	△ 16,522

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	861,072	780,984	451,180
算 市債+一般財源	861,072	780,984	451,180
決 事業費	858,461	780,984	451,180
算 市債+一般財源	585,461	780,984	451,180

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	513,768	513,768
算 市債+一般財源	513,768	513,768

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

消防に必要な水利施設は、当該市町村が設置し及び維持管理することと消防法で規定されています。また、水道法では水道事業は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならないとしています。

消防局は毎年度水道局に対して、火災や訓練等で使用した消火栓使用水量に係る経費及び消火栓の新設、撤去及び修繕等の維持管理に要する経費を支払っています。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

国の示す消防水利の基準により消火栓の適正配置化に取り組むとともに、常時使用可能な状態に維持管理することで、火災時の迅速な消防活動に活用可能となり、その結果被害が軽減されることが期待されます。

1 消火栓使用水に係る繰出金

令和2年度に使用した消火栓使用水量に係る経費を繰り出すものです。積算については、令和2年4月から令和2年8月までの水量は実績とし、令和2年9月から令和3年3月までの使用水量は、令和元年9月から令和2年3月までの実績を見込み水量としています。

2 消火栓維持管理費に係る繰出金

消火栓維持管理費は、消火栓の減価償却費と修繕費に、令和元年度決算からの過不足分を精算額として計上しています。修繕費については、令和2年4月から6月までを実績とし、令和2年7月から令和3年3月までの修繕費は、令和元年7月から令和2年3月までの実績を見込みとして計上しています。

【実績及び今後見込み】

1 消火栓使用水に係る繰出金

消火栓使用水量

年度	2年度実績水量				2年度見込水量 (元年度実績水量)								合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
水量	1,976	381	956	834	1,883	1,960	1,878	1,400	2,070	1,813	2,438	1,369	18,958 ^{m³}

使用水量 18,958^{m³} 使用水原価 198.12円/^{m³} 元年度分精算額 -35,721円
 18,958^{m³} × 198.12円 = 3,755,958円 3,755,958円 + 35,721円 = 3,792,000円

2 消火栓維持管理費に係る繰出金

減価償却費 388,204,513円 修繕費等 128,147,905円
 令和元年度精算額 -6,376,533円 令和2年度繰入金端数調整額 388円
 388,204,513円 + 128,147,905円 - 6,376,533円 + 388円 = 509,976,273円 再計 509,976,000円

【事業費の内訳】

区分	3年度	2年度	差引
消火栓使用水に係る繰出金	3,792	4,247	△ 455
消火栓維持管理費に係る繰出金	509,976	526,043	△ 16,067
合計	513,768	530,290	△ 16,522

(単位：千円)

【事業スケジュール】

6月：水道局からの請求に基づく支払事務

【事業開始年度】

昭和27年度

【根拠法令】

消防法第20条、水道法第24条、地方公営企業法第17条の2、消防水利の基準、消火栓の設置及び維持管理に関する協定書

【根拠とするデータ等】

消火栓維持管理費等の繰出入に係る事務取扱いに関する覚書第4条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	計画係
	大塚 和利	山口 達也	古屋 裕樹

(消防局)